

宮崎 麻子（西洋史学）

ローマ帝国の食糧供給と統治 ―共和制から帝政へ―

西洋古代において唯一ローマだけが、都市国家の域を脱して帝国を形成したが、それに連動してローマ皇帝権が形成された。本論文の主題は、前2世紀中葉以降の皇帝権形成を見据えて、共和政の本質と帝政への移行期におけるその変質とを解明することにある。

第一章で学説史が考察され、以下の点が指摘される。「正統的学説」は、ノービリタースがクリエンテラ関係を権力基盤として寡頭政的な統治を行なったことに共和政の本質をみ、共和政からの連続として帝政を理解する。それに対し、「民主政論」は一般市民の主体性を指摘し、有力者が一般市民の意志を体現する形で皇帝権を形成したとする。本論文は、当時の最重要課題であった食糧供給問題を対象として、リーウィウス、キケロー、金石文などの分析により、権力と理念の両面から両学説の乗り越えを試みるものである。

まず第二章で、前1世紀末以降のアウグストゥス期において、①単独支配権の制度的確立の一環として、元首がクーラ・アノーナエ（食糧供給のための配慮）を全面的に引き受けたこと、②穀物供給を統治者の責務と見なすという理念が、統治者、被治者双方で醸成されていたことが、確認される。第三章において、そうした事態は、穀物供給が市場での自由な取引に支えられていた共和政期のあり方からの変化を意味するものであり、前123年の穀物供給法により、この国家による穀物配給の制度化が行なわれたことが、論じられる。

続いて、第四章で、前57年のクーラ・アノーナエが「異例の命令権」として個人へ賦与された際には元老院が積極的に関与し、共和制がその内部から解体へ向かったことが指摘される。第五章において、前67年の事例が取り上げられ、海賊問題などの現実問題を背景に、住民の生活の保障という責務を元老院が果さざるを得なかったほどに、この責務という統治理念が社会に浸透していたことが、「異例の命令権」賦与の要因であったとされる。

最後に、既に前2世紀から出現したこの「異例の命令権」賦与の原因が、より広い視野から追究される。第六章で、前2世紀に對外支配への対応をめぐる統治層の中で対立が激化し、その対立を克服する一手段として単独者への命令権賦与が考えられたことが指摘される。そして、第七章において、スキピオ＝アエミリアヌスの言動の分析から、「父祖の諸慣習」への回帰という古さを内包しつつも、全社会的な配慮の責務という新たな理念が広範に生じており、これが上記の主要な一原因であったと、主張される。

本論文は、共和政の本質を貴族政的な寡頭政を見る点で正統的学説と同じであるが、前2世紀中葉以降の穀物供給により理念と権力が変質したことを重視する点で、それと異なる。また、前2世紀以降に民主制的な性格が強まったとするミラー説とも異なっている。首尾一貫した構想に支えられて、独自の説を構築したことは高く評価されるべきである。以上により本調査委員会は、著者が博士（文学）の学位を授与されるに十分であると認めた。